

○厚生労働省告示第十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年度の血液製剤の安定供給に関する計画（平成二十五年厚生労働省告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

第五の一中「採血事業者」の下に「又は血液製剤の製造販売業者等」を加える。

第五の一の1中「(1)から(2)まで」を「(1)から(3)まで」に改め、同1に次のように加える。

(3) PⅡ＋Ⅲペースト 一キログラム当たり一二三、六五〇円

第五の一の2の(2)に次のように加える。

ロ PⅡ＋Ⅲペースト 三・二万リットル相当